

飼い主のいない猫対策講演会レジメ

2022年9月4日

新宿区人と猫との調和のとれた町づくり連絡協議会 顧問
NPO法人 アナイス 理事・講師 高木 優治

1 飼い主のいない猫対策(地域猫対策)の経過

<えさやり禁止の次期～1982(昭和57)年～2002(平成14)年ごろ>

昭和の終わりごろから、自治体に対する野良猫に対する苦情が増大傾向となり、東京都全体の傾向として、昭和57年から1万件を超える申し立てがあり、2002(平成14)年ぐらいまでほぼ同数の苦情が寄せられた。この期間は、苦情に対する対処方法として多くの自治体の担当部署では、「餌やり禁止」看板の設置や、餌やりに対する口頭注意・指導を行っていたが、苦情が減少することはなく、問題解決の方向性が見いだせない時期でもありました。

一方家庭飼育動物に対する去勢不妊手術の必要性が、獣医師会や先行する動物愛護団体から提唱され始め、自主的に野良猫に対する去勢不妊手術が進められていった、これらの動きを受けて、1972(昭和47)年に武蔵野市で犬・猫の去勢不妊手術費助成金制度が発足したのが、自治体での助成金制度の初めと思われます。

23区では1987(昭和62)年、世田谷区飼い猫の去勢不妊手術費助成金制度が発足。その後1989(平成元)年に練馬区で、1990(平成2)年に大田区・葛飾区で、1991(平成3)年新宿区で同様な制度がスタートしました。同年文京区では、文京区ホームレス猫の去勢不妊手術費助成金制度が始まり、野良猫問題が東京の各区で問題となってきました。また、動物愛護団体により、自治体に対し野良猫問題に関する要望が多く出されるようになってきました。

<地域猫対策が始まる～平成9(1997)年ごろ>

1997(平成9)年に横浜市磯子区の地域住民が、野良猫を地域で管理することを始めるようになり、当時担当していた横浜市職員の黒澤泰さんが「地域猫のすすめ」を2005(平成17)年に出版、それより以前に、早稲田大学地域猫の会を立ち上げた、松浦美彌子さんが「猫ちゃんを救え」を2001(平成13)年に出版、このころから地域猫との呼び方が生まれたと思われます。

<自治体の取り組みがスタートする2000(平成12)年～>

1998(平成10)年東京都が「東京都動物管理審議会」に猫問題について答申を求め、翌年、飼い猫対策と野良猫対策に関する答申が出されました。東京都は2000(平成12)年に、この答申を受け「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を3年間の時限事業として、市区町村に取り組みの依頼を行いました。

2003(平成15)年度までの3年間で20地域がモデル地域として指定を受け、『地域猫対策』が自治体・地域住民・ボランティアの3者による協働事業としてスタートし

その第 1 号が新宿区で 20 地域中 4 か所がモデル地域に指定されました。これにより **全国の自治体に先駆け地域猫対策の基本的なスタイルが確立されました。**

<国の取り組みはそれより遅れる 2010（平成 22）年>

国の方針としては、それより遅れること 10 年たって、環境省により「住宅密集地における犬と猫の適正飼養ガイドライン」が 2010（平成 22）年 2 月に出され、この中に「地域猫対策」が明記され、2013（平成 25）年には改正された、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が環境省告示として出され、この中の 2 施策別の取組・(3)動物による危害や迷惑問題の防止・②講ずべき施策・アで「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、支援と推進を図ることが明示された。

2 猫とはどのような生き物なのか

<猫は交尾をすれば 100%妊娠して子猫を産む>

猫には特に定まった発情期がないとされていますが、メス猫が発情フェロモンを発散させ、オス猫はこのフェロモンで発情し、お互いを誘い合うと共に、自分のテリトリーを誇示します。この時の臭いがきつく、臭いに関する苦情のほとんどは、この時期のオス猫のにおい付け行為（マーキング）に起因します。

猫は交尾によって排卵が行われるため、ほぼ 100%の確立で妊娠します。猫の妊娠期間は平均して 58 日～72 日ぐらいで、一度に 4～6 匹程度の子猫を出産します。

メス猫の場合、4 ヶ月すぎるころから発情期を迎え、オス猫の場合は 6～8 ヶ月過ぎになると準備ができます。オス猫の発情期間は特になく、メス猫に左右されます。交尾に関する主導権はすべてメス猫が持っています。

去勢不妊手術をしないと計算では 1 年後には 20 匹以上に、2 年後には 80 匹以上になります。

<育児と子猫の成長に関する事>

授乳期間は 6～8 週間程度で、授乳期間中に、子猫とはぐれた母猫や、子育てが終了した母猫は、妊娠の準備をはじめようとします。

子猫は、生後 1～3 ヶ月ぐらいの間に離乳期をむかえ、社会適応期間もこのころから始まります。この間に兄弟と遊びを通して猫としての生き方を学び、またこの期間に母猫から狩りの仕方などをおそわり、餌の捕まえ方を身に付けていきます。

子育ての場所は、野良猫であれば、人や他の動物に見つかりにくいところで行い、授乳期間中に 3 回程度引っ越しをします。

<猫は縄張り（テリトリー）を大事にする生き物>

猫は、基本的に単独生活者であり、テリトリーを大事にする生き物です。メス猫の場合おおむね 200m～300m 程度オス猫の場合は、500m～600m 程度の広さを確保した

がります。発情期にはいずれも 1.5 倍程度の範囲を徘徊する傾向にあります。

都会の野良猫は、えさが豊富にあること、幹線道路などで移動が難しい事などの理由から、母猫を中心にグループで生活しているケースが多く見かけられます。

野良猫のテリトリーはおおよそ三つの区分によって分けることができます。一つ目は比較的狭い範囲でその猫にとってのんびりと休むことができる場所を含む、いわゆる個室的空間で、二つ目はそれより広い空間で、餌場や獲物を捜すための場所で、人間の家とその敷地のような空間です。三つ目は、町内会のような空間で、他の猫たちと共有している空間です。しかし、町の中では、猫が生息しているためのこれらのテリトリーが入り乱れ混住しているのが現状です。一般的な猫のテリトリーの範囲は主に二つ目の範囲を示しています。都会の猫は、餌が確保されやすいので、狭い範囲でも複数で生活する猫が多くいますし、去勢不妊手術をされた猫は、より狭い範囲でのテリトリーで十分生活をします。

<年齢と寿命に関する事>

猫の寿命は飼い猫であれば 10 年～15 年ぐらいで、最近は 20 年近く生きている猫もいます。野良猫の場合は、かなり短くて 4 年～5 年程度といわれていますが、例外もかなり見かけられます。

猫の年齢を人の年齢と換算してみると、猫はほぼ 1 年で人の 18 歳ぐらいになり、2 年目で 24 歳ぐらいになり、それ以降はおおよそ 1 年が人の 4 歳程度の割合で年齢を重ねていきます。

<五感に関する事>

猫の視覚は、動くものをとらえることを得意として、距離に関してはかなり正確に測れる。また、瞳孔の調整範囲が広く、少しの明かりでも見る事が出来るようになっています。

嗅覚は人の数万倍～数十万倍といわれているが、犬と異なり狩りに嗅覚を使う事はなく、仲間同士のコミュニケーションや食べ物か否かの判断に使用することが多い。聴覚は猫の五感のなかでもっとも優れた器官で、犬や人に比べて高音域に強い。耳は別々に動かす事が出来、音源の特定や音の聞き分け能力も高く、この能力によって暗いところや藪の中など姿が見えないようなところでも、得物の場所を正確に測り仕留めることができるのです。ネコのひげは感覚器官として重要な役割を果たしています。おおむね 6 対～8 対生えていて、ひげには感覚器官や血管が分布しており、口の周辺や目の上顔の横などに生えていて、これらの先を結ぶとほぼ顔の大きさに匹敵します。このことで、狭い場所や通路など通り抜けることができるかなど判断します。

3 地域猫対策はなぜ取り組まれるようになったのか？

<なぜ、町に猫がいるのか？>

- ① 弥生時代の遺跡から、埋葬された猫の骨が発掘される。(長崎県壱岐市)

- ② 文献上の記述では、飛鳥時代に仏教の伝来とともに大陸から渡来したとある。
- ③ 江戸時代に猫の飼育が広がる。養蚕業で猫が重要な働きをした。
- ④ 明治時代にペストが発生し、明治政府と北里柴三郎が、ネズミ駆除の目的で一家に1匹猫の飼育をすることを推奨し、約30年でペストの発生が止まった。
- ⑤ 戦後、飼育数が増大したが、家の内外を自由に行き来させる飼育方法が一般的だった。(ネズミ退治のために、猫に自由な過ごし方をさせていた)
- ⑥ 1990年代くらいまで、獣医師も少なく去勢不妊手術の実施は一般的ではなかった。

<どうして増えたのか?>

- ① ペットフードの出現
以前は猫まんまと呼ばれるような餌で、塩分などが多く猫にとって極めて不健康な食品のため寿命が短かった。しかしペットフードは健康食品のため、寿命が延びることにつながり、さらに出産回数が増えることにより猫の頭数が増えた。また、餌を与えることが簡単になり、それに伴い餌を与える人が増えたことや、餌を与える場所の範囲がひろがり、猫の頭数が増えることにつながった。
- ② コンビニエンスストアの増加
コンビニが増えたことで、猫を見かけた場所で餌をあげることが可能になり、猫にとって複数の場所で餌場が出来ることにつながった。
- ③ 猫の天敵であるカラスと野良犬のうち、野良犬が減少した。

<町が変り、苦情が増えてきた>

戸建住宅が減少し、集合住宅が増えたことで、猫の生活空間が変化し、糞尿などが目立つようになった。

一方地域での人間関係が希薄になり、お互いに話し合うことが出来なくなり、口論や、傷害事件、殺人事件まで起きるようになり、合わせて行政に苦情が集まるようになってきた。

4 地域猫対策の地域と解決策は

地域猫対策は、猫をめぐる(迷惑行為)を解決する方法として考えられてきました。迷惑行為の多くは猫による糞尿被害・繁殖期の鳴き声・マーキングの臭いなどで、餌やりの人も、猫が増えすぎることによってえさ代がかかったり、世話ができなくなったりと困ることが起きてきます。被害を訴える人も、えさをあげている人にとっても「これ以上猫を増やさない」ことで一致できます。

取組むうえで大事なことは、お互いの違いを認めたくうえで、お互いが出来ることを出し合うことです。

5 地域猫対策はTNR+M

地域猫対策という言葉が生まれて25年近く経過してきています。その中でTNRが地域猫対策であるかのような印象もまた生じています。

<T：トラップ(捕まえる)、N：ニューター(手術する)、R：リターン(戻す)>
しかし、**TNRは、地域猫対策のスタートです。**

術後の猫を元に戻すことによって、**新たな猫の参入を防ぐことができる**と同時に、**餌場で猫の数を確認**することで、猫の数の変化が分かりさらに、捨て猫や迷い猫などを把握することができ猫の増加も防ぐことができます。

特に手術後は猫の**見守り活動**を継続的に続けることを近隣住民に理解してもらい協力を得なくてははいけません。そのためには、活動内容について事前の告地や事後の報告をできる限り丁寧にすることが大事です

猫を捕獲して手術をすることは、あまり目立つことではありません、それよりも毎日餌を与え**見守り活動**をする姿のほうが、地域住民にとって目立つことであり、問題と感ずることです。このような誤解を避けるために、**定時定点での餌やりと餌場の整理、フンの片づけ等適切な管理(見守り：マネージメント：M)**を行い、さらに手術をした猫の数や世話をしている頭数に関する報告をこまめに出すことで、地域住民からの理解者を増やし、協力者や援助の仕組みを作ってもらいます。

6 地域猫対策になぜ無理解の壁があるのか

<2対6対2の法則>

ペットフード協会の調査によれば、この国で飼育されているペットの割合は、犬が約890万匹で12.7%、猫が964万匹で9.8%の世帯で飼育されています。つまり約20%の世帯でペットが飼育されていることになります。

また、他の調査でも、動物が好き、飼育している・できれば飼育したいと思っている人の割合が約20%、動物が嫌い、飼育したくないと思っている人の割合が約20%で、どちらでもない、特に関心がない人が約60%です。

この割合は**多くの統計で見られる2対6対2の割合に近いものです**。地域猫対策を進めるには、このうちの6割の人に共感と好意をもってもらえれば、大成功です。

地域ではどうしても、被害を受けている人の声が大きく、しかも他の人達の理解を得やすいのが現状です、被害者が同情を得やすいのは<事件の被害者>に対する傾向と一致しますが一般的な傾向です。

つまり、**地域猫対策の実行は、多くの場合マイナスからのスタート**だと言って過言ではないでしょう。

さらに、一般的にボランティア活動は、肯定的評価をされることが多いのですが、こと動物に関することになると、好き嫌いの判断が先行しがちで、猫の手術や管理を個人やボランティアだけで実施していると、猫好きの活動を思われ、「**好きでやっていること**」と思われてしまいます。

その結果、個人的負担だけが増加していきます。また、野良猫問題は、人と人のトラブルであるため、個人やボランティアさんが苦情当事者となり、地域猫対策として展開がしにくくなります。

それゆえ行政・地域住民・ボランティアの3者で取り組むことによって、6割の無関心層に野良猫問題が地域課題として存在し、TNR+Mを進めることが問題の解決策として理解されるようになっていきます。

7 地域猫対策はボランティア・町会(地域住民)・行政の協働した取り組み

〈ボランティア、町会・自治会と行政の3者の協働事業〉

地域猫対策は地域での問題解決のための取り組みです。具体的には、猫に対する手術の実施・術後の見守りなどを実施していきますが、その前に、町会や自治会に「迷惑行為の解決に向けて取り組む」ことの説明やあいさつをすることが大事です。具体的にはボランティアさんや行政により以下のような方法で行います。

(すべてを順番に実施しなくても可・方法の提示とってください)

- ① 情報の共有化(苦情者、相談者、近隣住民との個別の話し合い)
 - ・猫の数・えさやりさんの特定・えさ場の確認・手術などの経過・トラブル現場の確認
- ② 地域の問題として、地域に問題を戻す。(町会・自治会などとの話し合い)
(猫をキーワードとしたコミュニティができる)
- ③ 問題点を出し合う
 - ・置きえさ・不明えさやり・糞尿・片付け(何から解決させていくか)
- ④ 当事者間での、情報交換・課題整理・実施に向けての組織作りを支える
(お互いの違いを認めあい、できること提案しあう)
- ⑤ 町ごとのルールを決める(手術済み猫の目印・費用負担・担当者)等の役割分担
 - ・猫の特定・えさ場の管理・トイレの管理・手術の実施・猫の飼い主対策・広報担当等の確認
- ⑥ 広報・宣伝活動
 - ・取り組みの経過を報告する、掲示板、回覧、ポスト入れ、警察・交番への情報提供
- ⑦ 動物ボランティアとの連絡調整をはたす。
- ⑧ 野良猫を地域で適切に管理する仕組みづくりを実行していく。
- ⑨ 以上を地域住民・ボランティア・行政の三者協働事業として整理し、解決に向けて働きかける。

地域問題を地域で解決する仕組みづくりは、住民自治の基本であり、行政がその下支えをするのは当然のことです。

さらに、**環境省の動物の愛護に関する基本的指針**の中に、**猫をめぐるトラブルを解決する対策として地域猫対策が有効**であり、引き取り頭数の削減に効果があると記述され、自治体で取り組むことが記載されています。

また、この取り組みは、実施主体となる住民ボランティアさんや地域によって異なり、画一的に方法を固定化するのではなく、柔軟な対応が必要であり、行政にはその

コーディネート力が求められます。

さらに、動物病院（獣医師）さんの協力が不可欠です。ご近所の動物病院さんにも協力をお願いすることも大切なことです。

これらの取り組みを実施していく中で、地域でのトラブルも解消され、野良猫の生息数も減少し、動物愛護センターに引き取られる野良猫数も減ることにつながります。

8 地域での取り組みの方法は柔軟に（地域猫対策を固定的にとらえない）。

- ① 地域猫対策のスタイルは一つではない。
- ② 町会や住民のかかわり方、ボランティアグループのかかわり方によって異なる。
- ③ 地域猫対策は、継続性が求められるので、後継者の育成を含め柔軟な対応が必要無理せず、できることをお互いが積み上げる。
- ④ できることから始め。地域に対して、取り組みの成果や方法について報告し、理解と協力を得るようにしていく。
- ⑤ 苦情発生現場などは、手術を先行しながら地域広報活動をしていく。

9 どうして「餌やり禁止」の方針はよくないのか

- ① 猫は移動しない
町で生活している猫は、テリトリーの中で複数の餌場を持っていることが多く、1か所の餌場がなくなっても、テリトリーを離れることはしません。自分のテリトリーの中でほかの餌場を見つけるか、ごみ箱などを荒らしたりします。
- ② 猫の情報を遮断し、協力者を排除してしまう。
地域猫対策は町の中で生活している猫を捕獲し、手術後元の場所に戻し、その後餌をあたえ頭数管理をしていく対策です。町の猫の情報は餌をあげる人が持っていますし、捕獲のためにも場所や時間、猫の特定をその人たちと協力して実施することが効果的です。
- ③ 住民間のトラブルを作り違反者を探す監視社会を作る
餌やり禁止看板は、「**禁止行為**」をしている**ルール違反の人間を排除する方向に働き、相互に違反者はいないかと監視を強化する地域社会**を結果として生み出します。
その結果、住民間で敵対関係を作ることになり、住みにくい地域になってしまいます。これでは、話し合いの糸口さえつかめません。町の猫の情報を共有化することから、地域猫対策は始まります。地域猫対策はお互いが**排除でなく共生していく地域社会**を目指していくものです。

10 なぜ「置きえさ」は禁止なのか

- ① 未手術の猫の把握や捕獲が困難になること。

- ② 猫以外の動物（カラス・ネズミ・犬）が食べる可能性があること。
 - ③ ハエなどがたかり不衛生であり、町が汚れ人々が不快に感じる事こと。
 - ④ えさの臭いで離れたところの猫が集まり、結果として猫を増やすこと。（新たに来た猫にとって自分のテリトリー内の餌場にしてしまう。）
 - ⑤ 自分が食べさせたい猫が確実に食べる保障がないこと。
 - ⑥ 放置された餌を食べて猫が病気になる可能性が大きいこと。
 - ⑦ 猫の食事状況で健康具合を把握できるがその機会をのがすこと。
 - ⑧ 地域猫対策を進めるときの妨害物になること。
- 等の理由から、餌の放置（置き餌）は認められません。

11 手術済み猫の目印の必要性

- ① 手術が済んでいる事を証明し、地域猫対策の実績を町の人々に理解してもらうため。
 - ② 同じ猫を手術のため再度捕獲しなくてすむため。
 - ③ 猫にとって、再度捕獲されるストレスや全身麻酔の危険をさけるため。
 - ④ 手術準備をしていた獣医師にとっても、気持ちがなえること。
- 以上のような理由で耳先カットは必要な措置です。

12 地域猫対策の今後と課題

地域猫対策が1997～8（平成9～10）年から取り組まれて始めて、すでに25年近い時間が経ち、環境省のガイドラインが2010（平成22）年に作成されてからも10年以上の時間が過ぎました。

これまで、各地で様々な形で地域猫対策が取り組まれ、活動に携わる人達も多様な考えをもっています。被害を受けている人が中心になったケース、動物愛護精神にあふれた人が中心になったケース、地域環境を保全したい人が中心になったケース、犬の飼い主さんが中心になったケース、大学生や高校生が中心になったケース、教師や教員が中心になったケース、商店街のまとめ役が中心になったケース、町会役員が中心になったケース等。

関わり方はそれぞれ異なっても、野良猫問題を地域の課題として受け止め、考え方の違いを認め合い進んできました。

その結果、地域猫対策（活動）が社会的な取り組みであることが広がり、動物に関心のある人の参加が増えてきました。

一方時ならぬ、猫ブームにより興味を持つ人が増えてきましたが、怖いのはブームが去って後の事です。犬の世界も以前シベリアンハスキーやチワワのブームが起き、そのあとに捨てられる犬の数が増えたことがあります。一過性のブームに惑わされることなく、地に足のついた地域猫対策を進めていくことが求められています。

さらに、地域猫対策が進んでいる地域では、新たな問題として多頭飼育崩壊現場へのサポートが求められ、ボランティアの負担が増大しています。この傾向を解決するために

も、地域猫対策に対する地域の理解と協力を広げ、参加する地域住民を増やすことが一層大切になってきています。

特に今後増えると予測される、**多頭飼育崩壊現場**では、地域とのかかわりが薄い方や人との付き合いが苦手な方、また高齢者によるケースなどが比較的多いことから、**行政内部で高齢者対策・福祉関係・公営住宅管理部所等との連携が急務**となっています。これらの動向を受けて、環境省では、検討会を開催し2021年3月26日に**多頭飼育ガイドライン（正式名称「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」**）を策定し発表しました。

23区の中では、対策のため関係部局での会議を設置したところもあります。

「地域猫対策」は、法律の目的である「動物との共生する社会の実現」を作っていくための取り組みです。排除ではなく共生できる地域社会を、自分の考えに固守することなく、お互いの違いを認めあいながらできることを持ち寄って取り組んでください。

資料1 新宿区における地域猫対策の取り組み

資料2 区内犬・猫死体処理数経年変化表

資料3 苦情相談件数経年変化表

資料4 取り扱い件数経年変化表

資料5 猫の被害を防ぐための方法